

資料1

法改正説明

I 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が召集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は、学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

資料2

法改正説明

II 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

資料3

今治市総合教育会議運営要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定により、今治市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項並びに会議の公開の有無を今治市教育委員会委員に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、公表するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合(会議を中止した場合を含む。)について準用する。

(意見聴取)

第3条 市長は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、市長が務める。

(会議の非公開)

第5条 市長は、会議の中途において、議事内容が法第1条の4第6項ただし書に該当すると判断した場合は、緊急に会議を非公開とすることができます。

(傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所、氏名及び生年月日を記入しなければならない。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) その他議長が傍聴を不適当と認める者

4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) 写真若しくは動画を撮影し、又は録音等すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

5 議長は、傍聴人が前項に掲げる行為を行ったときは、これを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

6 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第7条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総務調整課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現に在職する教育長がその任期中に在職する間は、第7条第2項中「教育長」とあるのは「教育委員会委員長」と読み替える。

資料4

○教育大綱について（抜粋）

※文部科学省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日）

1 大綱の定義

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育基本法における基本的な方針を参照して定めることとされている。「参照」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- (3) 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参照すべき主たる対象となること。
- (4) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- (5) 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

資料 5

大綱策定に向けての意見交換項目

1 学校教育の推進について

2 生涯学習の推進について

3 地域教育の推進について